

事前評価調書

I 事業概要																													
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																												
地区名	主要地方道 <small>たはらたかまつせん</small> 田原高松線																												
事業箇所	<small>たはらしたかまつちよう</small> 田原市高松町地内																												
事業のあらまし	<p>本路線は、<small>たはら</small> 田原市街地と <small>あかばねちよう</small> 旧赤羽根町を結ぶ幹線道路である。</p> <p>本路線については、旧赤羽根町側より歩道が設置されているが、一般県道 <small>たかまつしがみせん</small> 高松石神線との交差点より南側の本事業区間においては、歩道が設置されておらず危険な状況にある。</p> <p>以上を踏まえ、歩行者等の安全性確保を目的に、歩道設置に着手するものである。</p>																												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 歩行者等の安全性確保</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																												
事業費	事業費		内訳																										
	1.10 億円	■工事費 0.70 億円、■用補費 0.20 億円、■その他 0.20 億円																											
事業期間	採択予定年度	平成 30 年度	着工予定年度	平成 30 年度	完成予定年度	平成 32 年度																							
事業内容	・歩道設置 延長 L=0.40km、幅員 W=10.5m																												
II 評価																													
①事業の必要性	1) 必要性	当該路線は、死傷事故率 32 件/億キロ、交通事故発生 2 件（H24～27）と交通事故の発生状況は低いものの、前後区間は歩道が設置された中抜けの状況である。近隣には小学校もあることから、安全な歩行空間の確保が必要である。																											
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>安全な歩行空間の確保のため、事業の必要性がある。</p>																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<p>事業計画及び実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #add8e6;"> <th colspan="2"></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="3">1.1</td> </tr> </tbody> </table>							H30	H31	H32	工種 区分	調査・設計	←→			補償		←→		工事			←→	事業費（億円）		1.1		
			H30	H31	H32																								
工種 区分	調査・設計	←→																											
	補償		←→																										
	工事			←→																									
事業費（億円）		1.1																											
2) 地元の合意形成	地元からの強い要望もあり、市の通学路交通安全プログラムの対象となっていることから、合意形成は図られている。																												
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>地元の合意形成も図れており、事業執行環境は整っており、実効性が期待できる。</p>																											

Ⅲ 対応方針

事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
-----------------	------------------------------------------------------------

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

・事業前後の交通状況（事故の発生状況）の変化と歩行者等の安全性の変化。